

令和 7 年 4 月 8 日

保護者の皆様

三次市立三次中学校
校 長 角 濱 慶 司

異常気象時等における臨時休業（休校）の際の対応について

桜花の候、保護者の皆様には、益々ご健勝のこととお喜び申し上げます。平素より、本校の教育活動の推進にご理解、ご協力をいただき、誠にありがとうございます。

さて、本校におきましては、台風、大雨、大雪等による異常気象や地震による災害の発生が予想される場合の「臨時休業（休校）」及び「部活動中止」の判断基準を次のとおりとしています。

つきましては、このお知らせの趣旨をご理解いただき、生徒の登下校の安全にご配慮くださいますよう、お願いいたします。

【判断基準】

- I 午前 6 時の時点において、次の警報がいずれか一つでも三次市内に発令中の場合は、臨時休業（休校）とする。

特別警報	暴風警報	洪水警報	土砂災害警戒情報
------	------	------	----------

※ なお、大雨警報又は大雪警報の場合は、学校判断により臨時休業の有無を決定し、お知らせします。

- II 午前 6 時の時点において、次の警報がいずれか一つでも三次市内に発令中の場合は、部活動を中止とする。

特別警報	暴風警報	洪水警報	土砂災害警戒情報	大雨警報	大雪警報
------	------	------	----------	------	------

【臨時休業（休校）の場合の連絡】

上記 I 又は II により臨時休業（休校）や部活動中止とする場合は、午前 6 時 15 分までに、緊急連絡ツール（tetoru）で「臨時休業（休校）お知らせ」を配信します。